
經 濟 的 援 護

手当・年金等

1 特別児童扶養手当

対象者 精神又は身体に一定の障害がある20歳未満の児童を家庭で養育している保護者に支給されます。所得制限があります。また、毎年所得状況届の提出の必要があります。

窓口 子ども未来課

TEL 048-788-4945 FAX 048-786-5882 (桶川市泉1-3-28)

2 児童扶養手当

対象者 離婚、死別、父または母に一定の障害がある、父または母が明らかでない等の理由で父または母と生計を同じくしていない児童を養育している保護者が対象となります。所得制限があり、児童が18歳になる年の年度末まで(一定の障害がある児童は20歳未満まで)が対象となります。また、毎年現況届の提出の必要があります。

窓口 子ども未来課

TEL 048-788-4945 FAX 048-786-5882 (桶川市泉1-3-28)

3 特別障害者手当等

(1) 特別障害者手当

対象者 20歳以上であって、身体または精神の重度の障害により、日常生活において常時特別の介護を要する状態にある方。ただし、施設に入所の方及び継続して3か月を超えて病院等に入院している人は除きます。また、前年分の本人もしくは配偶者または扶養義務者の所得が限度額以上の場合、支給停止になります。

窓口 障害福祉課

TEL 048-788-4935 FAX 048-786-5882 (桶川市泉1-3-28)

(2) 障害児福祉手当

対象者 精神または身体に重度の障害があり、日常生活において常時の介護を必要とする状態にある在宅の20歳未満の方。ただし、前年分の本人または扶養義務者の所得が限度額以上の場合、支給停止になります。

窓口 障害福祉課

TEL 048-788-4935 FAX 048-786-5882 (桶川市泉1-3-28)

4 桶川市重度心身障害者手当

対象者

特別障害者手当、障害児福祉手当及び経過措置による福祉手当を受給していない重度の障害のある人（超重症心身障害児を除く）で下記の条件のいずれかに該当し、市内に住所のある65歳未満の人（外国人を含む）に支給されます。ただし、手当支給には、所得制限があり、受給者本人に住民税が課税されている場合は、支給が停止します（毎年8月に前年の所得により支給の審査を行います）。

- ① 身体障害者手帳の1級、2級が交付されている人
- ② 療育手帳の㊤、A、Bが交付されている人
- ③ 精神障害者保健福祉手帳の1級が交付されている人
- ④ 児童相談所の長または知的障害者更生相談所の長に、障害の程度について最重度、重度、中度の障害と判定された人、または相当すると市長が認めた人
- ⑤ 超重症心身障害児に該当すると市長が認めた人
- ⑥ 特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令の別表第1に定めた障害の程度にあると市長が認めた人

内 容 《支給期間と支給月》

支給期間は、認定の申請をした月（ただし、月の初日はその月から）の翌月から資格を喪失した月までとなります。

支給月は、毎年3月と9月に各々前月までの手当金額を支給します。その場合、受給者本人名義の預金口座に振込みます。

この制度では、新たに手当支給の認定をされた人で、その支給開始月が支給月（3月・9月）と同じ人は、次回の支給月までの6ヶ月間、支給をお待ちいただくこととなりますので、ご了承ください。

《資格の喪失等》

下記の条件のいずれかに該当するときは届け出てください。

- ア 市内に住所がなくなったとき
- イ 上記の①～⑥に該当しなくなったとき
- ウ 死亡したとき
- エ 申請の内容に変更があったとき

区 分	障害の程度	手当の額(月額)
施設に入所 していない 方	① 身体障害者手帳の1級、2級が交付されている人 ② 療育手帳のA、Aの方が交付されている人 ③ 精神障害者保健福祉手帳交付を受けている人で障害の程度が1級の人 ④ 児童相談所の長又は知的障害者更生相談所の長に、障害の程度について最重度、重度と判定された人 ⑤ 前①から④に相当すると市長に認められた人 ⑥ 超重症心身障害児に該当すると市長が認めた人 ⑦ 特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令の別表に定める障害の程度にあると市長に認められた人	5,000円
	⑧ 上記②の障害の程度がBの人 ⑨ 上記④の障害の程度が中度と判定された人 ⑩ 前①から②に相当すると市長に認められた人	2,500円
施設に入所 している方	20歳未満の上記①～⑩に該当する人	5,000円
	20歳以上の上記①～⑩に該当する人	2,500円

窓 口 障害福祉課

TEL 048-788-4935 FAX 048-786-5882 (桶川市泉1-3-28)

5 桶川市要介護老人手当

対象者 要介護認定(介護度4～5)を受けた方及び重度認知症高齢者に対し月額5,000円を支給します(年3回支給)。ただし桶川市介護保険の被保険者で、その方が属する世帯全員の市民税が非課税であることが要件です。

窓 口 高齢介護課

TEL 048-788-4940 FAX 048-787-5409 (桶川市泉1-3-28)

6 高齢者等おむつ助成金

対象者 桶川市に住所がある方で常時、おむつを使用している要介護高齢者(介護度3の一部、4～5)及び重度の障害者(身体・療育)に対し、月額3,000円を助成します(年4回支給)。ただし介護保険施設に入所されていない方で、その方が属する世帯全員の市民税が非課税であることが要件です。

窓 口 高齢介護課

TEL 048-788-4940 FAX 048-787-5409 (桶川市泉1-3-28)

7 障害基礎年金

対象者 国民年金加入期間中の病気やけがで障害が残ったときや、20歳前の病気やけがなどで国民年金法に定める障害等級表の1級または2級の障害状態となった場合に受けられます。

受給要件 次の①～③の条件のすべてに該当する方が受給できます。

① 障害の原因となった病気やけがの初診日（病気やけがで初めて医師等の診療を受けた日）が次のいずれかの間にあること。

・国民年金加入期間中

・20歳前または日本国内に住んでいる60歳以上65歳未満の方で年金制度に加入していない期間（老齢基礎年金を繰り上げ受給している方を除く）

② 初診日の前日において、次の保険料納付要件のいずれかを満たしていること。

・初診日がある月の2か月前までの被保険者期間のうち、保険料納付済期間と保険料免除期間等を合わせた期間が3分の2以上あること。

・令和8年3月末日までに初診日がある場合は、初診日がある月の2か月前までの直近1年間に保険料の未納期間がないこと。
（初診日が65歳未満であること）

③ 障害の状態が、障害認定日または20歳に達したときに、障害等級表に定める1級または2級に該当していること。

または、障害認定日に障害の状態が軽く該当しなかった方が、その後重くなり1級または2級に該当するようになったとき。ただし、65歳の誕生日の前々日までに請求する必要があります。

※障害認定日とは、原則として病気やけがにより、初めて医師等の診療を受けた日から1年6か月を経過した日、または1年6か月以内に症状が固定した日。

窓 口 保険年金課

TEL 048-788-4943 FAX 048-786-5882（桶川市泉1-3-28）

8 障害厚生年金・障害手当金（厚生年金保険）

内 容 厚生年金の加入期間中に初診日がある病気やけがによって、障害等級表の1級～3級の障害状態となった場合に受けられます。1級および2級に該当する方には、障害基礎年金と併せて支給されます。また、厚生年金加入期間中に初診日のある傷病が5年以内に治り、

3級よりやや軽い障害が残ったときは、厚生年金独自の障害手当金が受けられます。

受給要件

次の①～③の条件のすべてに該当する方が受給できます。

- ①厚生年金の被保険者である間に、障害の原因となった病気やけがの初診日があること。
- ②初診日の前日において、次の保険料納付要件のいずれかを満たしていること。
 - ・初診日がある月の2か月前までの被保険者期間のうち、保険料納付済期間と保険料免除期間等を合わせた期間が3分の2以上あること。
 - ・令和8年3月末日までに初診日がある場合は、初診日がある月の2か月前までの直近1年間に保険料の未納期間がないこと。（初診日が65歳未満であること）
- ③障害の状態が、障害認定日に、障害等級表に定める1級～3級のいずれかに該当していること。

または、障害認定日に障害の状態が軽く該当しなかった方が、その後重くなり1級～3級に該当するようになったとき。ただし、65歳の誕生日の前々日までに請求する必要があります。

窓 口 大宮年金事務所

TEL 048-652-3399 FAX 048-652-4700（さいたま市北区宮原町4-19-9）

9 特別障害給付金

内 要

国民年金に任意加入していなかったことにより障害基礎年金等を受けられない人への福祉的措置として、平成17年4月に創設されました。

対 象 者

次の①または②に該当し、国民年金の任意加入をしていなかった期間中に初診日がある傷病が原因で、現在、障害基礎年金の1級または2級の状態にある方

- ① 平成3年3月以前の学生
- ② 昭和61年3月以前に厚生年金・共済組合に加入していた方の配偶者

※本人が他の年金を受給している場合や本人の所得によっては、支給が調整（または停止）されることもあります。

窓 口 保険年金課

TEL 048-788-4943 FAX 048-786-5882（桶川市泉1-3-28）

10 埼玉県心身障害者扶養共済制度

概要 障害のある人を扶養している保護者が、自らの生存中に毎月一定の掛金を納めることにより、保護者に万一（死亡・重度障害）のことがあったとき、障害のある人に一定額の年金を支給する制度です。障害のある人1人につき2口まで加入できます。

対象者 <<加入者の要件>>

心身障害者の保護者で、次のすべてに該当する人

- ① 加入する者（保護者）の年齢は、加入する年度の4月1日時点で65歳未満であること。
- ② 加入時に、埼玉県内に住んでいること。
- ③ 特別の疾病または障害がなく、生命保険に加入できる健康状態であること。

<<障害者の要件>>

次のいずれかに該当する人で、年齢は問いません。

- ① 知的障害者（児）
- ② 身体障害者（児）
身体障害者手帳の1級、2級、3級が交付されている人
- ③ 精神又は身体に永続的な障害のある人で、①または②と同程度の障害と認められる人（精神障害者手帳1級または2級所持者はこれに該当する）

内容 <<掛金月額>>

ア 掛金は、毎月定められた日までに払い込んでいただきます。

イ 掛金は、加入者の加入時の年齢により1口当たり次のとおりです。

加入時の年齢	掛金月額
35歳未満の人	9,300円
35歳以上40歳未満の人	11,400円
40歳以上45歳未満の人	14,300円
45歳以上50歳未満の人	17,300円
50歳以上55歳未満の人	18,800円
55歳以上60歳未満の人	20,700円
60歳以上65歳未満の人	23,300円

* 掛金月額は、制度改正に伴って改訂されることがあります。

ウ 継続して20年以上加入し、かつ、加入者が65歳（4月1日現在）以降最初に到来する加入応当月に達したときは、その後の掛金が免除されます。

エ 加入者（生計を同一とする者を含む）の課税状況等により、掛金の減額または減免が受けられることがあります。

《年金の支給》

加入者が死亡、または重度障害と認められたときは、その月分から障害のある人に対して、次の年金が支給されます。

1口加入の人	月額	2万円（年額24万円）
2口加入の人	月額	4万円（年額48万円）

《弔慰金の支給》

1年以上加入した後に、加入者より先に障害者が死亡したときは、加入期間に応じて、次の弔慰金が支給されます。

加入期間	金額
1年以上5年未満	5万円
5年以上20年未満	12万5千円
20年以上	25万円

* 2口加入のときは、それぞれの加入期間に応じた金額の合算額となります。

《脱退時の一時金》

5年以上加入した後に、加入者の申し出によりこの制度から脱退したときは、一時金として加入期間に応じて、次の脱退一時金が支給されます。

加入期間	金額
5年以上10年未満	7万5千円
10年以上20年未満	12万5千円
20年以上	25万円

* 2口加入のときは、それぞれの加入期間に応じた金額の合算額となります。

窓 口 障害福祉課

TEL 048-788-4935 FAX 048-786-5882（桶川市泉1-3-28）

税の控除・減免

1 税金の控除

名称	内 容	窓 口
所得税	<p>納税者またはその同一生計配偶者や扶養親族で身体障害者手帳、療育手帳、または精神障害者保健福祉手帳が交付されている人は障害者控除が受けられます。</p> <p>なお、身体障害者手帳の1級、2級が交付されている人、療育手帳の㉠、Aが交付されている人または精神障害者保健福祉手帳の1級が交付されている人は特別障害者控除が受けられます。</p>	<p>上尾税務署 TEL 048-770-1800 (上尾市西門前577)</p> <p>ただし、所得税を給与から源泉徴収されている場合は、勤務先の給与係へ。</p>
市・県民税	<p>市・県民税の場合、本人の合計所得金額が135万円以下である時は非課税となります。</p> <p>上記以外の人でも対象になることがありますので、詳しくは右記の窓口までお問い合わせください。</p>	<p>税 務 課 TEL 048-788-4915 (桶川市泉1-3-28)</p> <p>ただし、市民税・県民税を給与から特別徴収されている場合は、勤務先の給与係へ。</p>
相続税	<p>相続または遺書により財産を取得した人で身体障害者手帳、療育手帳、または精神障害者保健福祉手帳が交付されている人は障害者控除が受けられます。</p> <p>なお、身体障害者手帳の1級、2級が交付されている人、療育手帳の㉠、Aが交付されている人または精神障害者保健福祉手帳の1級が交付されている人は特別障害者控除が受けられます。</p>	<p>上尾税務署 TEL 048-770-1800 (上尾市西門前577)</p> <p>左記以外の人でも対象になることがありますので、詳しくは窓口までお問い合わせください。</p>
贈与税	<p>特別障害者(身体障害者手帳の1級、2級が交付されている人、療育手帳の㉠、Aが交付されている人または精神障害者保健福祉手帳の1級が交付されている人)及び障害者のうち精神に障害のある人を受益者とする信託契約に基づき金銭等の財産が信託された場合、一定額を限度として非課税となります。</p>	

2 個人事業税の非課税

内 容 両眼の視力が0.06以下の視覚障害のある人がはり、きゅう、あんま、マッサージ、その他医業に類する事業を個人で営む場合は、事業税が非課税になります。

窓 口 上尾県税事務所
TEL 048-772-7111 (上尾市南239-1)

3 利子等の非課税

対 象 者 ① 身体障害者手帳が交付されている人
② 療育手帳が交付されている人
③ 精神障害者保健福祉手帳が交付されている人
④ 障害基礎年金等を受給している人
⑤ 特別障害者手当等を受給している人 など

内 容 金融機関等に手続きすることにより、次の金額を限度として、預貯金の利子にかかる所得税、県民税利子割が非課税になります。

(1) 元本350万円以下の預貯金、貸付信託、公社債、公社債投資信託(マル優)など

(2) 額面350万円以下の利付国債、公募地方債(特別マル優)

窓 口 各金融機関等

4 自動車関係税の減免

障害者手帳をお持ちの人、または戦傷病者手帳をお持ちで、かつ、障害の程度が一定以上の人のために、もっぱら使用される自動車については、自動車税(環境性能割)と自動車税(種別割)の減免制度があります。

<対象者>

身体障害者手帳(下記表の網かけ部分に該当する人)または療育手帳(㉠, A)所持者、精神保健福祉手帳1級で自立支援医療精神通院受給者。

※ 障害者と生活を共にする人が所有する自動車も該当になる場合があります。対象の可否については、自動車税事務所または県税事務所にて判断します。県税事務所又は自動車税事務所にお問い合わせください。

区分 手帳	視覚	聴覚	音声言語	平衡機能	上肢	下肢	体幹	心臓	じん臓	呼吸器	乳幼児期非 以前性の 進行変 運動能		ぼうこう・直腸機能	小腸機能	免疫機能	肝臓機能		
											上肢	移動						
身体障害者手帳	1級																	
	2級																	
	3級			※1														
	4級	1	※2															
		2																
	5級																	
6級																		
療育手帳	㉠、A																	
精神障害者保健福祉手帳	精神障害者保健福祉手帳1級。あわせて通院医療費受給者。																	

※ 1 音声言語3級 喉頭摘出者に限られます。

※ 2 視覚4級第1種 両眼の視力の和が0.09~0.12の人に限られます。

※ 3 障害名が「左半身不随」のような場合は、障害の区分ごとの等級(上肢○級、下肢○級)により判定します。

<自動車の使用目的>

障害者の通院、通学、通所、生業のために使用。

＜申請方法・必要書類等＞

	自動車税の所有者 (納税義務者)	自動車の運転者	必要な書類
ア	障害者本人	障害者本人	①②③④⑤⑥⑦
		※障害者と同一生計の人	①②③④⑤⑥⑦※
イ	障害者と同一生計の人	障害者本人	①②③④⑤⑥⑦
		※障害者と同一生計の人	①②③④⑤⑥⑦※
ウ	障害者のみで構成される世帯の障害者	※障害者を常時介護する人	①②③④⑤⑥⑦※

- ① 納税義務者の印鑑（認印可）
- ② 身体障害者手帳、戦傷病者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳のいずれか（*必ず実物を持参してください）
*精神障害者保健福祉手帳の場合は、自立支援医療受給者証も持参のこと。
- ③ 運転者の運転免許証（表裏両面のコピー可）
- ④ 自動車検査証（コピー可）
- ⑤ 納税通知書（4月1日現在で所有している自動車のみ）
- ⑥ 自動車税（環境性能割）・自動車税（種別割）申告（報告）書（コピー可自動車保有関係手続きワンストップサービス（OSS）を利用した場合は不要）
- ⑦ 障害の種類、程度によっては障害程度区分証明書
⇒発行：障害福祉課

※ 同一生計、常時介護についての対象の可否については、自動車税事務所または県税事務所にて判断します。また、申請に必要な書類は、世帯状況等により異なります。県税事務所又は自動車税事務所にお問い合わせください。

＜手帳を交付申請中の場合＞

手帳交付申請先の市区町村から障害程度区分証明書や受理済み申請書の写しを入手することにより、減免を仮申請することができます。

手帳が交付されたら30日以内に減免申請場所に持参してください。手帳の障害等級等を確認した上で、後日、減免額を還付します。

＜申請場所・申請期限＞

	4月1日現在で所有している自動車	年度途中で取得した自動車※1
申請場所	県税事務所又は自動車税事務所・同支所	自動車税事務所・同支所
申請期限	納税通知書に記載された期限※2	登録の日から30日以内※3

- ※1 登録時に課税されない自動車は、翌年度に「4月1日現在で所有している自動車」として申請してください。
- ※2 納期限後の申請の場合、自動車税(種別割)は申請月の翌月から月割りの減免になります。
- ※3 申請期限を過ぎた場合、自動車税(環境性能割)は減免できません。自動車税については、減免を受ける自動車が2台にならない場合に限り、申請月の翌月分から月割り減免になります。
- * 障害者が施設等に入所している場合は、原則として減免の対象にはなりません、障害が重度の場合には減免できる場合があります。
- * 同一生計者の所持している自動車は、県税事務所または自動車税事務所で減免対象の可否について判断いたします。県税事務所又は自動車税事務所にお問い合わせください。

＜減免する額＞

①自動車税(環境性能割)の減免額は、「300万円×該当する自動車の税率」が上限です。上限を超えた分は、納税していただくことになります。

(例) 税率5%の自動車の自動車税(環境性能割)減免上限額	150,000円
税率3%の自動車の自動車税(環境性能割)減免上限額	90,000円
税率1.25%の自動車の自動車税(環境性能割)減免上限額	37,500円

②自動車税(種別割)の減免額は、45,000円(15%重課の自動車の場合は51,700円)が上限です。

年度途中で新規登録した場合や申請期限を過ぎて申請した場合には、45,000円(15%重課の自動車の場合は51,700円)を月割りした額が上限となります。上限を超えた分は、納税していただくことになります。

自動車税(種別割)減免の上限

単位：円

減免月数	12か月	11か月	10か月	9か月	8か月	7か月
上限額	45,000 (51,700)	41,200 (47,300)	37,500 (43,000)	33,700 (38,700)	30,000 (34,400)	26,200 (30,100)
減免月数	6か月	5か月	4か月	3か月	2か月	1か月
上限額	22,500 (25,800)	18,700 (21,500)	15,000 (17,200)	11,200 (12,900)	7,500 (8,600)	3,700 (4,300)

※()は自動車税のグリーン化税制により、15%重課となっている自動車の場合の上限額

窓 口 埼玉県自動車税事務所大宮支所 (埼玉運輸支局の隣)
 TEL 048-623-0600 FAX 048-620-5530 (さいたま市西区中釘2152)
 上尾県税事務所 (上尾税務署の隣)
 TEL 048-772-7111 (上尾市南239-1)

(2) 減免を受けていた自動車を乗り換える場合

減免は、障害者1人につき1台しか受けられませんので、既に減免を受けている自動車がある場合は、その自動車の廃車状況や、新たに取得した自動車の課税状況によって取り扱いが異なります。

なお、自動車税（環境性能割）の減免を受けてから1年以内に自動車を新たに取得しても、原則として自動車税（環境性能割）は減免できません。

詳細については、埼玉県自動車税事務所にお問合せください。

窓 口 埼玉県自動車税事務所大宮支所（埼玉運輸支局の隣）
TEL 048-623-0600 FAX 048-620-5530（さいたま市西区中釘2152）

(3) 軽自動車税（種別割）の減免

対 象 前表に該当する人が所有する軽自動車（生計を一にする人が所有する軽自動車等を含む）で、当該障害者のために使用する軽自動車等の軽自動車税（種別割）が減免になります（1台に限ります）。

なお、自動車税（種別割）の減免を受けている人は減免になりません。

また、申請は軽自動車（種別割）の納税通知書を受けとってから、納期限までに申請してください。

窓 口 税 務 課
TEL 048-788-4915 FAX 048-787-5402（桶川市泉1-3-28）

(4) 改造自動車の非課税扱い

対 象 者 身体障害者が運転を行うために、自動車に一定の改造が施されている自動車及び車いすのまま乗用できるよう昇降装置をつけた自動車について、譲渡、貸付、製作の請負及び一定の修理をした場合、消費税が非課税となります。

窓 口 上尾税務署
TEL 048-770-1800（上尾市西門前577）

公共料金等の割引

1 運賃の割引

(1) JR（鉄道）の割引

区 分	割 引 乗 車 券 類 の 種 類	割引率	取 扱 区 間
第1種身体障害者（介護付） 第1種知的障害者（介護付）	普通乗車券 定期乗車券 回数乗車券 急行乗車券	5割	全 線
第1種及び第2種身体障害者 （単独） 第1種及び第2種知的障害者 （単独）	普通乗車券	5割	JR、連絡会社線 及び航路の片道の 営業キロが100kmを 超えるもの
12歳未満の第2種身体障害 児とその介護者 12歳未満の第2種知的障害 児とその介護者	定期乗車券	5割	

※ 自動車線の定期乗車券についての割引率は3割です。

小児定期乗車券は割引されません。

私鉄についても、同様の割引を行っておりますが、営業距離との関係で、その取扱いが若干異なる部分があります。詳しくは直接各鉄道会社へお問い合わせください。

手続方法 手帳を提示して割引を受けます。

窓 口 各JR窓口
各鉄道会社

(2) バス運賃の割引

- 対 象 者** ① 身体障害者手帳が交付されている人
② 戦傷病者手帳が交付されている人
③ 療育手帳が交付されている人
④ 施設入所者(児)
⑤ 精神障害者保健福祉手帳が交付されている人
- 内 容** 埼玉県内を発着する路線バスを利用する場合、運賃の5割が割引されます。ただし、バスの定期券は3割引です(小児定期券は割引されません。)また、第1種身体障害者、療育手帳が交付されている人または要介護の施設入所者(児)は付添いの人も割引になります。各バス会社によっては実施していない場合がありますので、ご確認ください。**市内循環バス**は、手帳が交付されている本人及び介助者1名まで運賃が無料となります。
- 手続方法** 手帳の提示で割引が受けられます。ただし、施設入所者(児)として割引を受ける人は、施設長が発行するバス運賃割引証明書が必要です。
- 窓 口** 各バス会社

(3) 国内航空運賃の割引

満12歳以上で、身体障害者手帳、戦傷病者手帳または療育手帳、精神障害者保健福祉手帳(※1)の交付を受けているご本人と介護者1名に適用します。詳しくは各航空運送事業者へお問い合わせください。

※1：顔写真付きの精神障害者保健福祉手帳が必要です。また、ご搭乗日当日に手帳の有効期限が満了している場合にはご搭乗いただけません。

窓 口 各航空運送事業者

(4) タクシー運賃の割引

- 対象者** 身体障害者手帳または療育手帳が交付されている人
- 内容** 身体障害者手帳または療育手帳を提示することにより1割引のサービスが受けられます。詳しくは各タクシー業者へお問い合わせください。
- ※乗務員に、障害者手帳の中を開いて、本人の写真及び手帳の種類を提示して割引を受けてください。
- 窓口** 各タクシー事業者

2 有料道路の割引

内容 全国の有料道路（道路整備特別措置法に基づく）で割引が受けられます。登録できる自動車は障害者1人につき1台で、車種・所有者により対象とならない場合があります。また、一定の要件のもとで「自動車登録なし」でも障害者割引の適用も可能です。割引金額は通常料金の半額となります。

- 対象者** ① 全ての身体障害者が自ら運転する場合
② 重度の身体障害者または重度の知的障害者(重度は、「第1種」と手帳に表示されてある人)を乗せて、介護者が運転する場合

割引有効期間 ① 申請をした日から、その後の2回目の誕生日までです。

- ③ 更新は、割引有効期限の2ヶ月前から行うことができます。

手続方法 事前に登録が必要となります。必要書類等を持参し、市役所窓口もしくは、下記の「オンライン申請受付サイト」より申請ください。

《すべての申請》

- ア 身体障害者手帳または療育手帳
イ 自動車検査証または軽自動車届出済証（自動車登録をする場合）
ウ 運転免許証（障害者本人が運転する場合）

《ETCを利用する場合》

- エ 上記のア～ウ
オ ETCカード（障害者本人名義のもの）
カ ETC車載器の管理番号が確認できるもの（ETC車載器セットアップ申込書・証明書等）

※料金を支払う際は、身体障害者手帳または療育手帳の証明部分を提示してください。また、ETCを利用して料金を支払う際は障害福祉課で申請した後、有料道路事業者へ登録申込みがあるため、一定期間が必要となります。オンライ

ン申請も同様となります。詳しくは障害福祉課またはオンライン申請受付サイトにてご確認ください。

窓 口 障害福祉課

TEL 048-788-4935 FAX 048-786-5882 (桶川市泉1-3-28)

オンライン申請受付サイト

<https://www.expressway-discount.jp>

TEL 045-477-1233

3 NHK受信料の減免

● 半額免除の該当条件

- ① 視覚または聴覚障害の身体障害者手帳を交付されている人が世帯主（契約者）の場合
- ② 1級、2級の身体障害者手帳を交付されている人が世帯主（契約者）の場合
- ③ 重度（㊤、A※（※埼玉県の場合））の知的障害者手帳を交付されている人が世帯主（契約者）の場合
- ④ 1級の精神障害者保健福祉手帳を交付されている人が世帯主（契約者）の場合

● 全額免除の該当条件

- ① 身体障害者手帳が交付されている人のいる世帯で、かつ、世帯構成員全員が市町村民税非課税の場合
- ② 療育手帳が交付されている人のいる世帯で、かつ、世帯構成員全員が市町村民税非課税の場合
- ③ 精神障害者保健福祉手帳が交付されている人のいる世帯で、かつ、世帯構成員全員が市町村民税非課税の場合

手続方法 該当する人は、障害福祉課で申請をしてください。申請書証明欄に証明を行います。

持参するもの 障害者手帳・印鑑（認印可）

窓 口 NHKさいたま放送局 さいたま西営業センター

TEL 049-246-3111

NHK視聴者コールセンター

TEL 0570-077-077（ナビダイヤル※）

または 障害福祉課

TEL 048-788-4935 FAX 048-786-5882 (桶川市泉1-3-28)

4 障害者手帳アプリ

障害者手帳の提示に加え、障害者手帳アプリ「ミライロID」を提示することで以下の市内施設でも利用料金等の減免を利用できます。

- ・市内循環バス
- ・市民ホール駐車場料金

窓 口 障害福祉課（登録や利用方法の詳細は、<https://mirairo-id.jp/>）

5 郵便物の減額及び無料扱い

- ・点字郵便物及び特定録音物等郵便物

次の郵便物で開封のものは、無料です。（3キログラムまで）

点字郵便物は、点字のみを掲げたものを内容とするもの

特定録音物等郵便物は、盲人用の録音物または点字用紙を内容とする郵便物で、所定の方法により日本郵便株式会社が指定する施設から差し出し、又はこれらの施設にあてて差し出されるもの

- ・点字ゆうパック

点字のみを掲げたものを内容とするゆうパックは、縦・横・高さの合計60cmまで（60サイズ）のものは100円、以降、合計が20cm増すごとに100円／110円増し（最大は170サイズで720円）

- ・聴覚障害者用ゆうパック

聴覚障害者用ビデオテープなどの録画物を内容とする郵便物で、日本郵便株式会社の指定を受けた聴覚障害者福祉施設と聴覚障害者との間における貸し出しまたは返却のために発受するものは、点字ゆうパックと同額。

- ・心身障害者用ゆうメール

図書館と重度の身体障害者・知的障害者のかたとの間で図書の閲覧のために発受するゆうメールは、ゆうメールの基本運賃の約半額。

- ・心身障害者団体が発行する第三種郵便物

心身障害者団体が発行する低料第三種郵便物を内容とし、発行人から差し出されるもののうち、毎月3回以上発行する新聞紙は、50グラムまで8円、50グラムを超え1キログラムまで50グラム増すごとに3円増となります。

上記以外のもので50グラムまで15円、50グラムを超え1キログラムまで50グラム増すごとに5円増となります。

窓 口 各日本郵便

5 NTT番号案内の料金減免

区 分	程 度
視覚障害	1～6級
肢体不自由（上肢、体幹、乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害）	1、2級
療育手帳	㊤、A、B、C
精神障害者保健福祉手帳	1～3級

内 容 104番の電話番号案内（一般有料）を利用する際、申込みすることにより無料で利用できます。

窓 口 各NTT営業所（フリーダイヤル0120-104174）

6 県営住宅の家賃減額

内 容 県営住宅の入居者で、一定の基準を満たす低所得世帯等については、申請により家賃が減額される場合があります。

窓 口 埼玉県住宅供給公社 県営住宅課
（さいたま市浦和区仲町3-12-10）
TEL 048-829-2875
埼玉県住宅供給公社 岩槻支所
（さいたま市岩槻区諏訪3-3）
TEL 048-794-7146

7 携帯電話料金の割引

対 象 者 ① 身体障害者手帳が交付されている人
② 療育手帳が交付されている人
③ 精神障害者保健福祉手帳が交付されている人

窓 口 各携帯電話会社

各種資金の貸付

1 生活福祉資金などの貸付制度

〈貸付制度の種類〉

①総合支援資金

失業等により、日常生活全般に困難を抱えた世帯へ、生活費及び一時的な資金を融資し、自立を支援します。

②生活福祉資金

低所得者、障害者または日常生活上療養または介護を要する65歳以上の高齢者のいる世帯に対して、経済的自立を図り、安定した生活を送れるようにするために資金の貸付と相談支援をします。

(1) 福祉資金

日常生活を送る上で、または自立生活を営むために一時的に必要であると見込まれる費用を融資する制度です。

(2) 教育支援資金

低所得世帯に対し、高等学校（特別支援学校の高等部及び専修学校の高等課程を含む）、大学（短期大学及び専修学校の専門課程を含む）または高等専門学校に就学あるいは入学に際して、必要な経費として融資する制度です。

(3) 緊急小口資金

低所得世帯に対し、緊急的かつ一時的に生計の維持が困難となった場合に融資する制度です。

③不動産担保型生活資金

一定の居住用不動産を所有しており、将来にわたりその住居に住み続けることを希望する高齢者世帯に対し、不動産を担保として生活費を融資する制度です。

④臨時特例つなぎ資金

離職者を支援するための公的給付制度又は、公的貸付金制度を申請している住居のない離職者に対して、当該給付金又は貸付金の交付を受けるまでの当面の生活費を融資し、自立を支援する制度です。

※いずれも、審査等があり、貸付が出来ない場合もあります。また、対象者、連帯保証人の有無などの詳細、申し込み方法、手続きについては社会福祉協議会にてお問い合わせください。

窓 口 桶川市社会福祉協議会（地域福祉活動センター内）
TEL 048-728-2221 FAX 048-728-2313（桶川市末広2-8-8）

2 埼玉県障害者福祉資金（障害者団体事業資金）

身体障害者（児）、知的障害者（児）及び精神障害者の福祉推進のため、共同生活援助・生活介護・児童デイサービス・就労継続支援・共同生活介護・地域活動支援センター等の事業を行う施設の開設等に当たっての建築物購入・改築等の資金を必要とする方を対象に貸付を行います。

※審査等があり貸付が出来ない場合もあります。また、対象者、連帯保証人の有無などの詳細、申し込み方法、手続きについては社会福祉協議会にお問い合わせください。

窓 口 桶川市社会福祉協議会（地域福祉活動センター内）
TEL 048-728-2221 FAX 048-728-2313（桶川市末広2-8-8）